

燃やすごみ

資源化できないもので、燃えるものです。

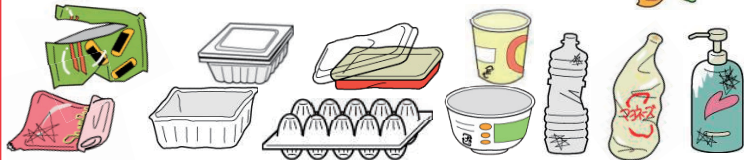
有料



- 週2回収します。最寄りの地区収集場所の収集曜日を確認してください。
- 指定袋は、10リットル、22リットル、45リットルの3種類があります。指定袋には、1リットルあたり1円の手数料が印刷されています。
- 金属など、燃えないものは必ず取り除いてください。
- 諏訪湖周クリーンセンターで処理されます。

プラスチック製容器包装

- ・マークがついた袋、カップ、ボトル、チューブなどは、「燃やすごみ」へ分別してください。



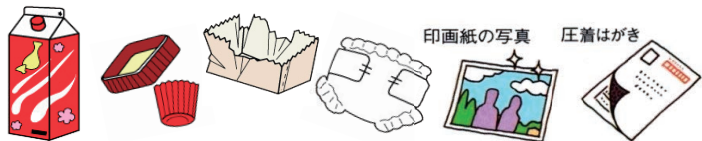
ゴム製品・木製品など

- ・建築廃材は一切受け入れできません！
- ・割り箸、串、楊枝は、二つに折ってから出してください。



資源化できない紙類

- ・裏面の『紙類』欄でよく確認してください。
- ・内側が銀色の紙パック(主に酒類)、食べ物や油で汚れた紙、紙コップなど防水加工された紙、写真用紙は資源化できないので、「燃やすごみ」へ分別してください。



資源化できるものは「資源物」に！

資源化できない古布類

- ・対象は、くつ、ふとん、じゅうたん、再利用できない衣服、布製品、革製品です。裏面の『古布』欄で確認してください。
- ・ふとんやじゅうたんなど、指定袋に入らないものは収集しません。直接諏訪湖周クリーンセンターへ持ち込むか、大型危険物収集へ出してください。



生ごみ

できるだけ資源化

- ・生ごみは、水分をよくきってから出してください。また、スプーンなど燃えないものの混入に注意してください。
- ・残さず食べきり、生ごみが出ないようにしましょう。
- ・地区収集場所でのカラス被害を防ぐ意味からも、生ごみを堆肥化しましょう！



剪定木・草・落葉・畑で出たもの

- ・剪定木や長茎のものは、1本あたりの太さを25cm以下、長さを60cm以下に切り、直径30cmくらいに束ね、記名した45リットルの町指定「燃やすごみ袋」を巻いてください。
- ・剪定木以外は、ごみ袋を巻いても収集しません。
- ・草、落葉、畑で出たものは、土や石を落とし、ごみを取り除き、記名した町指定「燃やすごみ袋」へ入れてください。
- ・5月～11月の期間は資源物として収集します！（裏面参照）
- ・畑で出たものはできるだけ畑で堆肥化しましょう。

生ごみを資源化するための下諏訪町の取り組み

生ごみリサイクル事業

家庭から出る生ごみを堆肥化してリサイクルしています。費用はかかりません。収集容器や袋なども支給します。随時、申込受付しています。右側の二次元コードから登録、または、町住民環境課までお問い合わせください。なお、申込時に簡単な説明をします。燃やすごみの減量や良質な堆肥作りなど、事業へのご協力をお願いします。



生ごみ処理機器設置補助金

家庭から出る生ごみを自家処理するため、生ごみ処理機器を購入設置した場合、補助金を交付しています。

- ・1基の購入金額が税込みで2千円以上1万円以下のもの
購入金額の8/10以内 上限額 5,000円
- ・1基の購入金額が税込みで1万円を超えるもの
購入金額の2/3以内 上限額 50,000円

申請は町住民環境課で受付しています。

- ①購入を証明できるもの、②取扱説明書(メーカーや商品がわかるもの)、③口座番号のわかるものをお持ちください。

気になる方は町住民環境課にお問合せください。